平成２１年（フ）第７１３号
岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田42番地１　レオパレスソレイユルヴァン105、旧住所岩手県花巻市湯口字古堂10番地
債務者　髙橋サユリ
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７１７号
盛岡市三本柳10地割９番地44
債務者　小野　貴幸
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１８７号
福島県喜多方市字六枚長4218番地１　大善荘Ｃ棟２、前住所福島県喜多方市字寺町4697番地１
債務者　本田　絢子
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第５５６号
埼玉県坂戸市関間４丁目４番39号　ライオンズガーデン若葉108号室
債務者　上山　美彦
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５５７号
埼玉県坂戸市関間４丁目４番39号　ライオンズガーデン若葉108号室
債務者　上山みち子
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２１３号
岐阜県中津川市川上440番地２
債務者　松田　典子
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２１４号
岐阜県中津川市川上440番地２
債務者　松田　雄介
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２１４８号
名古屋市中区新栄１丁目30番22号　プログレスアサダ瓦町302号
債務者　吉田のり子
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６８１号
名古屋市緑区大高町字鶴田231番地の２
債務者　古川恵久子
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６８２号
名古屋市緑区大高町字鶴田231番地の２
債務者　新美　直子
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７６５号
名古屋市北区北久手町51番地
債務者　中村　弥生
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７７７号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸43番地　レインボーティアラ豊山303
債務者　阿部　敬子
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８１２号
愛知県豊明市三崎町中ノ坪22番地２　コーポひかり306号
債務者　杉浦　信治
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８６１号
愛知県海部郡甚目寺町大字上萱津字銭神98番地の１
債務者　加藤十開法こと　加藤　虎徳
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９１９号
愛知県春日井市大手田西町１丁目18番地12　ウィンディ朝宮201号
債務者　永井　直子
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９４７号
愛知県海部郡美和町大字篠田字南長無18番地２
債務者　西東　武利
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９４８号
愛知県海部郡美和町大字篠田字南長無18番地２
債務者　西東眞佐子
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部